

「第2期長和町地域福祉計画」概要

長和町地域福祉計画とは

地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来や、家族や社会的つながりの希薄化等により、大きな転換点を迎つつあります。これまでの社会福祉制度においては、「支える側」と「支えられる側」を明確に分け、高齢者・障がい者・児童等、対象ごとに支援制度を整備し対応してきました。昨今では個人や世帯で様々な課題が複雑に絡み合う事例が見られるようになり、従来の縦割り制度では対応が困難なケースが増加してきています。核家族化、単身世帯の増加の一層の進展やニーズの複合化・多様化による地域課題の顕在化、制度の狭間で問題を抱える世帯、地域社会から孤立した世帯の増加等、地域福祉を取り巻く状況の変化はさらに進んでおり、地域福祉課題への対応の必要性がますます高まっています。このような状況を踏まえ、高齢者、障がい者、児童等をはじめとするすべての住民が、お互いを理解し、支え合いながら、その人らしくおだやかで潤いに満ちた暮らしができる社会を作っていく必要があります。このような近年の地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、「地域共生社会」のまちづくりを目指し、地域を取り巻く様々な地域福祉施策の基本的な方向性を定めるため、「長和町地域福祉計画」を策定します。

【町の地域福祉を取り巻く状況】

・将来の人口の見通し：長和町の2010年（平成22年）の人口は、6,780人で将来人口推計をみると、2035年（令和17年）には生産年齢人口と高齢人口が均衡化し、高齢化が加速します。2060年（令和42年）には人口の半数が高齢者となり、それを支える現役層の負担が大きくなります。

また、この見通しは合計特殊出生率が一定程度向上することや、社会減が一定程度改善することが前提となっていますが、総じて全体の人口は減少し続けると予想しています。

・出生数の状況：人口動態によりますと、2024年（令和6年）1月1日～12月31日までの町の出生数は12人で、合計特殊出生率は0.75（全国1.15）でした。この合計特殊出生率は、2.07で人口の水準が保たれると考えられており、少子高齢化、人口減少がさらに進んでいる傾向にあります。

・高齢者を取り巻く状況：長和町における2024年（令和6年）10月1日現在高齢者人口（65歳以上）は、2,481人で、高齢化率は44.8%となっています。これは県の33.1%、国の29.3%（2024年（令和6年）10月1日現在総務省人口推計）と比較しても高くなっており、今後も高齢化率は上昇することが予想されます。

基本理念

基本目標

2016年（平成28年）に策定した「第2次長和町長期総合計画」では、まちの将来像である「森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史 未来へ耀く 美しの郷」を目指し、まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、「住民と行政との協働のまち」「豊かな自然や歴史と文化を守り、やさしさと潤いのあるまち」「地域特性を活かし、活力と魅力あふれるまち」という3つの基本理念を定め、それを実現するための基本施策を展開しています。その基本施策のひとつである、「健康で笑顔あふれる安心なまちづくり」では、こどもから高齢者まですべての住民が安心していきいきと暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりや地域福祉、障がい者福祉、社会保障などの福祉施策を充実させることにより、誰もが健康で自分らしい暮らしが実現できる社会を目指す方向性が示されています。

以上のことを踏まえ、「長和町地域福祉計画」の推進にあたり、次の基本理念を定めます。

【基本理念：地域がつながりおだやかな暮らしが送れる地域共生のまちづくり】

基本理念を実現するため、次の基本目標を定めます。

- 【基本目標1】 地域福祉を支える人づくり
- 【基本目標2】 誰もが参加できる支え合いの地域づくり
- 【基本目標3】 地域福祉を推進する体制づくり
- 【基本目標4】 豊かな自然の中で安全で安心して暮らせるまちづくり

基本目標	現状と課題	基本施策	取り組み項目（概要）
【基本目標1】 地域福祉を支える人づくり	○少子高齢化が進行する中で、価値観の多様化や地域のつながり、隣近所の相互扶助の関係が希薄になっています。また、地域福祉の担い手側にも高齢化が進み、高齢者が高齢者を支える、あるいは高齢の親が障害を持つ家族を支える、という状態が見られます。 ○一人暮らし高齢者や災害時に支援が必要な人を日頃から地域で見守るなど、地域住民の一層の支え合いが必要となっています。 ○住民一人ひとりが共に支えあう意識をもち、地域の課題を自分自身の課題と捉え、地域で助け合って暮らしていけるよう、住民、団体、など、多様な機関が連携する地域福祉活動の展開が求められています。	○ 「お互い様」意識の醸成 ○ 担い手となる人材の発掘・育成 ○ 福祉人材への支援	○長和町住民自治基本条例に基づき、住民と町が地域社会における課題を相互に共有し、解決に向けて協働して取り組むよう進めます。 ○住民を対象とする講座や研修を行う等、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、地域の担い手意識の醸成を図ります。 ○地域の活動や祭り等行事について、より参加しやすいしくみを整えることで、児童からお年寄りまで集えるような交流の場の充実を図ります。 ○地域住民を対象とする福祉教育や研修を実施することにより、地域における福祉人材の養成を図ります。 ○町内の小中学校と協力し、福祉施設の見学、福祉学習の実施をすることにより、福祉への興味を深め、将来の福祉人材の育成等を図ります。 ○社会福祉協議会と協力し、各種ボランティア活動の担い手に対する情報発信等、必要な支援に努めます。
【基本目標2】 誰もが参加できる支え合いの地域づくり	○少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、隣近所の相互扶助の関係が希薄になっていますが、一人暮らし高齢者や災害時に支援が必要な人を日頃から地域で見守るなど、地域住民の一層の支え合いが必要となっています。 ○町民が共に支えあう意識を持ち、地域の課題を自分自身の課題と捉え、地域で助け合って暮らしていけるよう、住民、地域団体など、多様な機関が連携する地域福祉活動の展開が求められています。 ○年齢や性別に関わらず、誰もが気軽に地域活動に参加・協力することができるよう、活動内容の検討や環境の整備を進める必要があります。	○ お互いに助け合う仕組みづくり ○ 福祉施設と連携した地域づくり ○ 誰もが参加できるボランティア活動の充実	○地域住民同士の日常的なあいさつ推進や見守り等の自主的な活動の推進を図ります。 ○日常的な支え合いが必要な町民の情報共有や活用方法について、個人情報取り扱い等に配慮しながら、支え合いの仕組みづくりを図ります。 ○コミュニティーセンターや公民館を活用し、多様な世代間の交流や誰もが集える場の支援を図ります。 ○年齢や性別に関わらず誰もが地域活動に参加できるよう、体制の整備や活動内容について検討を図ります。 ○社会福祉協議会と連携し、気軽にできる活動をボランティアのメニューに取り入れる等ボランティア活動の充実と活動内容などの情報発信を図ります。
【基本目標3】 地域福祉を推進する体制づくり	○福祉サービスの相談体制については、これまで、高齢者・障がい児者・児童等の対象分野別に制度の充実が図られてきました。しかし、個人個人の価値観の違いや生活習慣の多様化等による複合的な課題を抱えるケースが顕在化してきており、そのようなケースに対応するためには、相談・支援機能の複合化が必要になっています。	○ 相談体制の充実 ○ 各分野横断的支援体制づくり ○ 権利擁護を推進する体制づくり ○ 地域課題の解決に対応する体制づくり	○福祉に関連する相談を一元化した「ワンストップ窓口」の設置を検討するとともに、庁内の関係各課及び関係機関等との連携により、円滑に相談対応できる体制の構築に努めます。 ○複数の福祉課題を抱えるケースについては、福祉関係部署によるチームを作り、対応するしくみを整えます。 ○高齢者、障がい者、児童に対する虐待、差別等や、配偶者等からの暴力（DV）について、関係機関と連携して迅速な対応に努めます。 ○権利擁護支援に向けて成年後見制度利用促進基本計画の策定や中核機関の設置を行い、相談支援や広報啓発等に取り組みます。 ○専門職団体や関係機関による協議会を設置し、地域連携ネットワークの構築に取り組みます。 ○地域の課題に対し、地域住民と連携し解決に向けた取り組みを行う体制を整えます。 ○生活困窮の課題に対し、福祉事業所等と連携し働く場所の提供など体制を整えます。
【基本目標4】 豊かな自然の中で安全で安心して暮らせるまちづくり	○近年、地震や猛暑、大雨による災害が頻発していますが、被害を最小限にするためには、住民一人ひとりがその危険性について認識し、迅速な避難行動をとることが重要です。また、単独での避難が難しく支援を必要とする避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力による避難支援が必要です。 ○また、デマンドバスが令和6年4月1日より始まりましたが、アンケートの自由記載欄には交通の不便さの記入が多く見られました。 ○ 町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の特性に応じた安全、安心なまちづくりを推進していく必要があります。	○ 防災・防犯体制の強化及びバリアフリーの推進 ○ 生活支援の充実したまちづくり ○ 健康で安心して暮らせるまちづくり ○ すべての人への情報提供の充実	○地域での自主防災組織の整備、充実を図るとともに、防災避難訓練等の強化や防災教育を通じて、防災意識の啓発に努めます。 ○高齢者等を狙った犯罪や消費者トラブルに備え、消費生活センターや警察等関係機関と連携した情報提供や啓発活動を推進し、被害の防止に努めます。 ○避難行動要支援者の避難対策について、各関係機関と連携して個別避難計画の作成、見直し、充実を図ります。 ○公共交通のあり方について、関係機関と連携し検討します。 ○町内の公共施設や歩道等のバリアフリー化を進め、安全性の向上を図ります。 ○各種健康増進事業への積極的な参加を促し、健康増進を図ります。 ○各種健康診断の受診結果を活用した健康相談及び保健指導の充実により、健康の保持増進を図ります。 ○広報ながわ、町ホームページ、有線放送、SNS等あらゆる媒体を活用し、全ての方に対し情報が得られる体制を構築します。

計画の推進と評価

○地域共生社会の実現に向けては、町民自らが主役となって地域福祉に関する理解を深め、地域福祉推進のための体制整備、強化を図ります。また、各地域において地域福祉のために考える機会を設け、課題を共有するとともに、町民の主体的な地域活動を促進します。また、地域福祉施策やその他地域づくりに関連する事業を総合的かつ効果的に推進することができるよう、庁内はもとより町民や関係団体、事業所、関係機関等の組織の枠や、保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の枠を超えて横断的に連携する体制の整備に取り組みます。
○本計画の進捗を管理していくため、長和町地域福祉計画策定委員会の委員を中心とする「長和町地域福祉計画推進委員会」を設置し、その中で具体的な取り組み状況を把握し、「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）」のPDCAサイクルを活用し、本計画の推進を図っていきます。